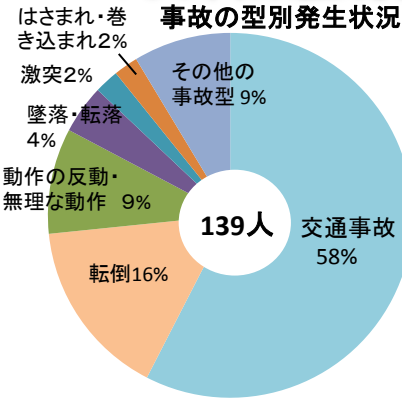


ハイヤー・タクシー業の交通労働災害を防止しよう!

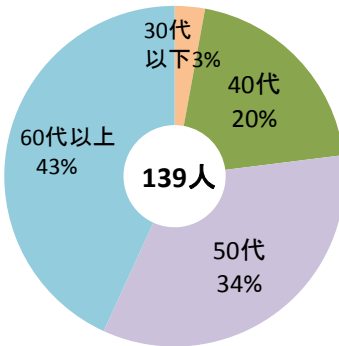
「60代以上労働者の交通労働災害防止対策を進めよう」



平成27年の大阪府内のハイヤー・タクシー業での労働災害による休業4日以上死傷者数は、**139人**(うち**死亡者**は**1人**)で、前年より**6人増加**(死亡同数)しました。

労働災害の内訳は、「交通事故」が**80人**(前年比**8人増加**、死亡同数)と最も多く、次いで「転倒」22人(前年比2人増加)、腰痛などの「動作の反動、無理な動作」13人(前年比2人減少)、「墜落、転落」6人(前年比2人増加)の順となっています。交通事故が、労働災害全体の約6割を占めています。

年齢別発生状況



年齢別では、60代以上の死傷者数が60人(死亡1人)と最も多く、次いで50代47人、40代28人、30代以下4人となっています。

老化は、誰にも不可避な変化で、個人差が大きいものです。今後60代以上の就労者数の増加が予想されており、この年代の労働者の安全管理は、事業経営においても極めて重要です。高齢になっても元気に生き生きと働くことができるよう**次のポイント**などを参考に、職場環境を整備しましょう。

交通事故防止のポイント

(1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

- ① 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に係る管理者を選任し、その管理者の役割、責任及び権限を定め、また、管理者に対して必要な教育を実施する。
- ② 安全衛生方針及び目標を設定し、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成、実行し、その結果に基づいて評価、改善する。

(2) 適正な労働時間等の管理、走行管理の実行

- ① 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を守り、適正な走行計画によって、運転者に十分な睡眠時間に配慮した労働時間及び走行を管理する。
- ② 走行の開始・終了の地点、日時、運転者の拘束時間、荷役作業に要する時間、運転時間と休憩時間、走行時に注意を要する箇所の位置等を記載した走行計画を作成し、運転者に適切な指示を行う。

(3) 睡眠状況、疲労及び飲酒など乗務前点呼の実施

点呼時に睡眠等を確認し、睡眠不足などが認められた場合には、運転を見合わせるなど適切な措置を行う。

(4) 運転者などに安全運転のための教育の実施

- ① 交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の治療、体調の維持等に関する事項、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要とされる事項、交通安全情報マップ及び関係法令等について教育を行う。
- ② 交通危険予知訓練(KYT)
イラストシートなどを用いて潜在的危険性を予知させ、防止対策を立てさせる交通危険予知訓練(KYT)を行う。

(5) 健康診断等の実施

視力やSAS等の項目に入れた定期健康診断の実施、また長時間労働者には医師による面接、相談を受けさせる。

「高齢者に配慮した交通労働災害防止のすすめ方」の概要

高齢者の安全健康の確保（事業者としての配慮）

高齢になっても元気に生き生きと働くことができるように職場環境を整備しましょう。

事業者は、労働者が年齢とともに心身機能が変化することを踏まえ、それらに対応した交通労働災害など労働災害を防止するために以下に示すような配慮をしましょう。

第1 視野、視力変化への配慮

- 1 50代以上の運転者に定期的に目の機能チェックで、自身の目の状態を自覚させる
- 2 横からの自動車や人は見えにくくなるので、左右の確認は顔をその方向に向ける等必要な指導をする
- 3 広い道に出る時はより安全を確認することも配慮し、手前で一度停止し、ゆっくり出て停止して顔を左右に動かす等、より安全性の高い方法を検討する
- 4 白内障予防の紫外線対策として薄い色のサングラスの着用を指導する

第2 関節組織、筋力の変化への配慮

- 1 腰痛防止の作業方法を指導する
- 2 持ち運びの荷役作業では、重量、作業量を事前に確認する
- 3 長時間運転後は、次のことに配慮する
 - ① 運転席から降りる際は長時間運転の影響が考えられるので、慎重に降りるよう注意喚起する
 - ② 運転席での運動や降りたあとのウォーキング等で縮まった体の回復を行うよう指導する
 - ③ すぐには荷役等負担の大きな作業を行わせない
- 4 長時間連続運転とならない走行計画を作成するとともに、頻繁に休憩を取らせる
- 5 加齢による筋力低下で反応が遅れるため、車間距離をあけて走行することを指導する
- 6 年齢とともに股関節周りの筋肉が低下するので、日常的にウォーキングや体操を行うよう指導する



第3 疲労回復と睡眠の確保への配慮

- 1 走行計画の作成時に次のことに配慮する
 - ① 十分な休息期間、休憩時間を確保する
 - ② 正常な体内時計となるように起床時間等も配慮する
- 2 点呼等での睡眠状況の確認をより徹底する
- 3 SAS（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査の実施も配慮する
- 4 「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」の活用も配慮する



第4 心理的な変化への配慮

- 1 加齢に伴う影響を十分理解させ、安全な運転行動がとれるよう指導する
- 2 長年の経験が自分ではこれでよいとする「マイルール」とならないよう以下に配慮する
 - ① 指導教育では、相手が気づき、行動修正するアプローチで行う
 - ② 強制的な指導では納得しない点に注意する
- 3 ベテランは、急な休業者の運転を変わる等、無理した運転行動になりがちで、業務に無理がないか十分配慮する

第5 記憶力、認知力の変化への配慮

- 1 交通安全情報マップ（危険マップ）を作成し、走行計画作成時に危険箇所を明示し注意を喚起する
- 2 ヒヤリハット、KYT（危険予知訓練）等により危険感受性の向上を図る
- 3 脳トレーニング等で脳の活性化を図ることも配慮する
- 4 車間距離をあけること、速度超過にならないことを徹底する
- 5 デジタルタコグラフを装備の場合、運転分析を活用し、運転者に運転のクセ等を自覚させ、安全運転を指導する
- 6 GPS等による動態管理をしている場合、健康を含め異常状態を把握した場合の迅速対応ができる体制を整備する

